

木古内町子どもの読書活動推進計画

(令和2年度～令和6年度)



木古内町教育委員会

ごあいさつ

木古内町では、平成27年度に「木古内町子どもの読書活動推進計画」（5ヶ年）を策定し、子どもの読書活動を推進してまいりました。中央公民館図書室では、子どもたちに本や物語に親しむ機会を提供し、多くの親子に参加していただいています。学校では、本と出会う機会を積極的に設けてきたことで、子どもたちの読書活動が広がっています。

近年、日本の社会は、少子高齢化、核家族化、高度情報化が進み、大人に限らず子どもたちの生活環境にも大きな変化が現れています。子どもたちの生活には、テレビ、パソコンやスマートフォン、ゲームなどの映像や電子メディアの情報があふれ、生活時間や物への興味・関心も多様化しています。その中で読書習慣の未形成などにより子どもの「活字離れ」「読書離れ」が憂慮されています。

また、全国・学力学習状況調査からは、学力と読書は相関関係にあることが指摘されています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

このため、これまでの読書活動推進の現状と課題を踏まえ、向こう5ヶ年の「第2次木古内町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進の充実を図ってまいります。

この計画により、木古内町のすべての子どもたちが、あらゆる場所や環境の中で読書と出会い、その中に楽しさや充実感を見つけ、豊かな心を育む大きなきっかけとなることを願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました公民館運営審議会委員をはじめ、学校・保育園等の関係者の皆様から多くの貴重なご意見やご助言をいただきましたことに心から厚く感謝を申し上げます。

令和2年5月1日

木古内町教育委員会

教育長 野村 広 章

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 現状と課題

- 1 木古内町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 第一次計画の成果と課題

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 3
- 2 学校における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 4

第4章 読書環境の整備のための方策・・・・・・・・・・・・ 5

資 料

- 1 全国学力学習状況調査結果・中央公民館図書室年度別利用状況 6
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 7
- 3 第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の
概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 北海道子どもの読書活動推進計画〈第4次計画〉概要・・・・ 12
- 5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

木古内町では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、子どもたちが読書活動を通じて生きる力を身につけ、豊かな心を育み、健やかに成長できるよう総合的及び計画的に読書環境整備を推進する体制づくりと人材育成を目的とし、平成27年4月に「木古内町子どもの読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

このたび、5ヶ年の「第1次計画」が終了することから、第1次計画を引き継ぐとともに、国の第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および第4次「北海道子どもの読書活動推進計画」の方針を踏まえ、「第2次木古内町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の対象

計画の対象は、概ね0歳から18歳とします。
なお、次の4つの期間に分け、各期における特徴に応じて推進します。

- ◆乳幼児期 0歳～ 6歳（本に出会う）
- ◆小学生期 6歳～12歳（本に親しむ）
- ◆中学生期 12歳～15歳（本から学ぶ）
- ◆高校生期 15歳～18歳（本と生きる）

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



■第2章 現状と課題

1 木古内町の現状

「第1次計画」の初年度である平成27年度と最終年度となる平成31年度の全国学力学習状況調査での読書に関する結果を比較しました。

「1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の質問に「全くしない」と回答した児童生徒は、小学生では51.7%から8.3%に、中学生では27.0%から21.8%と減少しており、小中学校での朝読書などの取組の成果が表れています。しかし、1日の読書時間が「10分未満」と回答した児童生徒は、「全くしない」と回答した児童生徒と合わせて、小学生では、72.4%から37.5%に減少していますが、中学生は45.9%から43.6%とほぼ横ばいの状況です。

また、中央公民館図書室の利用状況は、幼児の利用人数が増加傾向にあり、ブックスタート事業などでの啓発活動の成果が見られるものの、小学生の利用は大きく減少しており、中高生の利用はほとんどない状況となっています。

2 第一次計画の成果と課題

前述のとおり、小中学校での一斉読書や中学校国語科でのブックトークやポップづくりなどの読書に関心を持たせる取り組みやブックスタート事業による成果が見える一方、中央公民館図書室での子どもたちへの読書活動推進は既存の事業を継続するにとどまりました。

とりわけ、「読書活動に関わるボランティアの養成・活用」が思うような成果をあげることができず、子どもたちを対象とした「図書だより」の発行や図書室事業の定期的な開催につなげることができませんでした。

これらの子どもたちを図書室へ誘導し、読書に興味を持たせるための取り組みを推進するためには、PTA活動や社会教育事業との連携をより深めることが重要となります。



無名塾ジュニア 本の読み聞かせ

■第3章 子どもの読書活動推進のための方策

子どもの成長過程において、読書は喜びをもたらすだけでなく、豊かな感性を養い、考える力や創造力、他者への思いやりなどを醸成する上で欠くことができません。また読書活動は、様々な課題を解決する方法を自らの力で探求する力も育てると考えられます。

このことから、子どもの読書習慣を育むために、発達段階に応じた家庭・保育園・学校・地域がそれぞれ読書推進活動を展開し、連携を図りながら読書環境を整備していくことが求められます。

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが自然に本に親しみを持ち、読書習慣を身につける上で、家庭は大切な役割を担っています。特に親子のふれあいとなる家庭での自然な読み聞かせは、温かでしあわせな家族の交流の場となるだけでなく、積み重ねた楽しい経験として子どもたちの将来の読書習慣を育てると考えられます。

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書習慣が身につくよう、効果的な事業を実施することが望まれます。また、子育て支援事業やPTA活動などにおいて、子どもの読書活動の重要性などについて、広く啓発することが必要となります。

【具体的な取り組み】

《 家 庭 》

- 子どもの読書習慣の定着にむけた「家読」の取組の推進

《 中央公民館図書室 》

- 「家読」の取組を推進する啓発活動の実施
- 母子手帳交付時の「ママのブックスタート」事業の推進
- 乳幼児健康診断等の機会を利用した「ブックスタート」事業の継続
- 「子ども読書の日」「子どもの読書週間」の趣旨にふさわしい図書室イベントの実施
- 各期を対象とした「図書だより」の発行

《 関係機関等 》

- PTAなどによる研修会等の実施

2 学校等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々な本に触れる機会を増やすことは、子どもたちが新たな世界に興味や関心を広げることにつながります。また、中学生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じた計画的・継続的な読書活動の推進が求められています。

【具体的な取り組み】

《 保育園 》

- 保護者や中央公民館図書室と連携した読書活動の実施

《 学 校 》

- 「朝読書」など一斉読書の積極的な推進
- ブックトーク、ビブリオバトル、POP作成などの手法を活用した読書活動の推進
- 学校の教育活動全般を通じての多様な読書指導の展開
- 図書委員会などによる児童生徒の自主的な読書活動の推進
- 保護者や中央公民館図書室との連携による読書活動の推進

《 中央公民館図書室 》

- なかよし移動文庫などを活用した図書の紹介と読書活動の啓発



木古内小学校なかよし移動文庫



■第4章 読書環境の整備のための方策

中央公民館図書室は、全ての子どもたちが気軽に利用でき、好きな本を選び読書の楽しみを知ることができる場所であることが求められています。

木古内町の読書活動の中心的な役割を果たすため、中央公民館図書室の活発な活動を推進するとともに、北海道立図書館等との連携により、計画的な整備の充実を図ることが必要です。

また、学校図書館は、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。昼休みや放課後にいつも使える子どもたちの「心の居場所」となるよう、中央公民館図書室や保護者と連携を図り、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

【具体的な取り組み】

《 中央公民館図書室 》

- 本に興味を持てるような配架や蔵書の充実
- 学校図書館と連携した環境整備の推進
- 発達段階に合わせた広報活動の実施
- 読み聞かせやイベントの定期開催による読書活動の推進
- 意見箱の設置など町民の声が反映できる図書室の整備
- 図書室サポーターなどボランティア活動の推進
- 北海道立図書館の支援事業を活用した環境整備の推進

《 学校図書館 》

- 読書活動や学校図書館の利用についての啓発
- 中央公民館図書室と連携した環境整備の推進
- 図書委員等によるPOP作成など読書への関心を高める取組
- 「なかよし移動文庫」などを活用した蔵書の充実



資 料

1. 全国学力学習状況調査結果

「1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか？」回答結果

小学生(対象学年 6年生)

(単位: %)

調査実施年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
対象児童数	21人	26人	24人	18人	24人
2時間以上	3.4	0.0	8.3	5.6	4.2
1時間以上2時間より少ない	13.8	3.8	8.3	0.0	8.3
30分以上1時間より少ない	3.4	23.1	20.8	22.2	4.2
10分以上30分より少ない	6.9	38.5	25.0	27.8	45.8
10分より少ない	20.7	15.4	16.7	38.9	29.2
全くしない	51.7	19.2	20.8	5.6	8.3

中学生(対象学年 3年生)

(単位: %)

調査実施年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
対象児童数	30人	22人	21人	23人	25人
2時間以上	5.1	0.0	0.0	0.0	4.3
1時間以上2時間より少ない	8.1	4.5	10.5	9.1	4.3
30分以上1時間より少ない	13.5	9.1	26.3	9.1	8.7
10分以上30分より少ない	27.0	22.7	36.8	45.5	39.1
10分より少ない	18.9	22.7	26.3	22.7	21.8
全くしない	27.0	40.9	0.0	13.6	21.8

2. 中央公民館図書室年度別利用状況

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数	幼 児	69	119	175	184	200
	小 学 生	1,234	1,369	671	420	531
	中 学 生	30	38	107	61	62
	高 校 生	5	13	4	7	13
	一 般	1,076	1,001	912	1,067	1,138
	合 計	2,414	2,540	1,869	1,739	1,944
貸出人数	幼 児	5	24	17	23	20
	小 学 生	651	425	243	115	112
	中 学 生	6	9	28	2	2
	高 校 生	0	1	0	1	0
	一 般	705	438	413	551	739
	合 計	1,367	897	701	692	873
貸出冊数	幼 児	13	84	63	101	99
	小 学 生	1,624	1,184	693	380	445
	中 学 生	7	13	76	5	3
	高 校 生	0	1	0	3	0
	一 般	1,795	1,377	1,507	1,697	2,061
	合 計	3,439	2,659	2,339	2,186	2,608

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

趣 旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて、 発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等

② 友人同士で本を薦め合うなど、 読書への関心を高める取組を充実

- 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

◆第三次基本計画で定めた目標

市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績

市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標

※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市 町 村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント： ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%，町61.5%，村26.2%

◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

北海道子どもの読書活動推進計画＜第四次計画＞

【概要】

1 策定の趣旨

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき策定
- ・北海道子どもの読書活動推進計画〔第一次計画〕（平成15年11月）から〔第三次計画〕（平成25年3月）までを引き継いで策定

2 基本理念等

基本理念	北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る
計画の性格及び期間	・「新しい教育計画」（平成30年策定）における教育の各分野に関して策定する個別計画 ・平成30年度から平成34年度までの5年間
計画の対象	・0歳から、おおむね18歳まで ※乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期のそれぞれの特徴を踏まえた推進を図る

3 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標・推進方策				主な取組事例
基本目標1	家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進	推進方策1-1	家庭における読書活動の推進	○「家読」の推進 ・読書に親しむ機会や雰囲気創出
		推進方策1-2	地域における読書活動の推進	○読み聞かせ、ビブリオバトル等の実施 ○ブックフェスティバル、学校行事等の実施 ○読書習慣や催し等の情報提供
		推進方策1-3	学校等における読書活動の推進	○ボランティアや公立図書館との連携 ○学校図書館を活用した学習

目標指標	指標の概要	基準年度	目標年度	新・継
	家庭での読書（1日10分以上）	小 60.9% 中 53.3%	小 70% 中 70%	継続
	学校における一斉読書の取組	小 96.2% 中 92.4%	小 100% 中 100%	継続
	読書が好きな児童生徒	小 74.4% 中 74.0%	小 80% 中 80%	継続
	「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」で事業を実施する市町村	161市町村	179市町村	継続

基本目標・推進方策				主な取組事例
基本目標2	子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	推進方策2-1	地域における読書環境の整備	○図書館資料の整備 ○子どもの利用のためのスペースの確保 ○子どもの読書活動推進計画の策定等
		推進方策2-2	学校図書館等における読書環境の整備	○学校図書館図書標準の達成等 ○基準に基づく図書の選定・廃棄・更新 ○学級文庫など校内読書環境の工夫 ○学校司書や司書教諭の資質向上

目標指標	指標の概要	基準年度	目標年度	新・継
	市町村における読書活動推進計画の策定	127市町村	179市町村	継続
	学校図書館図書標準を達成している学校	小 35.2% 中 38.0% 特(小) 13.9% 特(中) 2.8%	小 70% 中 60% 特(小) 15% 特(中) 5%	新規
	学校司書を配置している学校	小 14.2% 中 14.9% 高 5.6%	小 60% 中 60% 高 70%	新規
	学校図書館において様々な人材と連携している学校 ・公立図書館等の助言 ・ボランティアによる支援 等	小 83.7% 中 73.5% 高 28.9% 特(小) 16.7% 特(中) 16.7% 特(高) 12.0%	小 100% 中 100% 高 60% 特(小) 40% 特(中) 40% 特(高) 40%	新規

用語解説

1. 全国学力学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育および教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育および教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として、国が平成19年度から実施している調査。

対象は、小学校6年生児童および中学校3年生の生徒。

2. 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

3. ブックスタート事業

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。木古内町では平成26年度より事業を開始している。

4. 子ども読書の日

子ども読書の日は4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての感心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

5. 子どもの読書週間

子どもの読書週間は4月23日～5月12日。幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身につけてほしいという趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定された。

6. ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学手への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、あらすじを説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

7. ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、一人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

